

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における公的研究費の不正使用防止
に係る基本方針

〔令和元年11月25日〕
制 定

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、研究所における公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うための基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うために不正防止対策に関して研究所の内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を研究所の内外に周知・公表する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することにより、不正の発生を防止する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

適正な予算執行を行い、取引業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを導入して管理する。

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費の使用に関するルール等について、研究所の内外からの相談を受け付ける窓口を整備するとともに、公的研究費の不正への取組に関する研究所の方針等を外部に公表する。

6. モニタリング等

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、公的研究費の適正な運営・管理を徹底するため、研究所全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。